

## 「南アルプス市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」に対するパブリックコメント実施結果

南アルプス市地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例策定にあたり、御意見をいただきました。

南アルプス市パブリックコメント手続要綱の規定により、公表いたします。

お寄せいただいた御意見を整理し、市としての考え方をまとめ、南アルプス市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例作成の参考とさせていただきます。

御意見ありがとうございました。

意見募集期間 平成24年12月4日（火）～平成25年1月4日（金）

意見等提出件数 1件

問い合わせ先 南アルプス市役所 介護福祉課 電話282-6179

| 御意見内容   | 市の考え方  |
|---|--|
| <p>定員が29人以下の特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の定員について、国基準と市基準に差がでてしまうことについてどのように考えているか。</p> <p>また、居室の定員は感染症等の観点からも、極力少人数の方が良いのではないか。</p> | <p>定員が29人以下の特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）については、ユニット型の施設整備を今後も国並びに県において推進しており、本市においても同様に推進していく必要があります。</p> <p>山梨県においては、従来型ケアにおいてプライバシーが確保され、高齢者の尊厳が保持できるよう個室を基本とすることが望ましいことから、居室定員は国基準と同様、原則1人とし、多様なニーズに対応できるよう、入所者のプライバシーに配慮した措置が講じられ、かつ、地域の実情を踏まえ必要と認めた場合は、4人以下を認める独自基準を設けています。</p> <p>定員が29人以下の特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）については、介護保険法による指定と同時に、老人福祉法により県が定めた基準により認可が必要になります。したがって、県との整合性を図り南アルプス市として基準を定めています。</p> <p>また、多床室は利用者の要望や待機者の状況などの実情を考慮し市長が必要と認められた場合のみとし、居室の定員は原則1人とします。</p> <p>なお、感染症等については、貴重な御意見として、今後の介護保険行政の参考とさせていただきます。</p> |